

浦添市職員等並びにその他の者の弔慰に関する要綱

浦添市職員等並びにその他の者の弔慰に関する要綱(平成3年1月14日制定)の一部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、現にその職にある職員等並びにその他の者の死亡に関する告別式の新聞広告、供花及び香典料について、必要な事項を定めるものとする。

(対象範囲)

第2条 前条に規定する現にその職にある職員等並びにその他の者で、告別式の新聞広告、供花及び香典料をする者の範囲は、別表1に掲げる者とする。

2 前項(別表1)に該当する者であっても本人の責めに帰すべき行為により市民の非難にある者については広告掲載等をしないことができる。

(掲載方法等)

第3条 現にその職にある職員等並びにその他の者の死亡に関する告別式の新聞広告、供花及び香典料については、次の各号に掲げる通りとする

- (1) 広告する新聞 沖縄県内で発刊する日刊紙
- (2) 規 格 2段4.5センチ以内(通常は2段1.5センチ)
- (3) 掲 載 名 市長名並びに他職員名
- (4) 供 花 社会通念上の供花とする。
- (5) 香 典 料 別表1の通りとする。(ただし、市を代表して参列する場合に限る。)

(事前調整)

第4条 現にその職にある職員等並びにその他の者が死亡した場合は、関係部署等と喪主または遺族と事前に調整し、新聞広告等については、関係部署と秘書課が調整して統括した広告手続きするものとする。ただし、喪主または遺族からの辞退又は関係部署が不知の場合は掲載しない。

附則

この要綱は、平成3年1月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年3月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。